第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所 イ　調査用名簿に記載されていないもの ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣及び経済産業大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。	調査員（第七条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この条、第十二条第一項及び第十三条において同じ。）	一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。	市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は総務大臣及び経済産業大臣の定めおいては、市町村長）	一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査票にあつては調査員から取集すること。ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にいては、市町村長が同一の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	都道府県知事（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。
三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿		三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収

ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されている企業の調査事業所であること。 ホ　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。				
四　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所又は支所となる調査事業所として事前名簿に記載されている企業の調査事業所であること。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されている企業の調査事業所であること。 (5)　二以上の都道府県の区域にわたつて調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。